

第2編 方法書に関する審議経過

第1章 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は以下に示す内容で行った。方法書に対する住民の意見の件数は1件であった。

表 1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公 告 日	平成 24 年 7 月 23 日 (月)
縦 覧 期 間	平成 24 年 7 月 23 日 (月) から 8 月 22 日 (水)
縦 覧 場 所	長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課 佐久市役所市民ホール、佐久市役所浅間出張所 小諸市役所生活環境課、北佐久郡軽井沢町役場生活環境課 北佐久郡御代田町役場町民課、森泉山財産組合事務所 北佐久郡立科町役場町民課
意 見 募 集 期 間	平成 24 年 7 月 23 日 (月) から 9 月 5 日 (水)
意 見 提 出 先	佐久市 環境整備推進局 新クリーンセンター整備推進室
意見書の提出件数	1 件 (36 項目)

第2章 住民の意見及び事業者の見解

方法書に対する住民の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、表中の項目及びページについては、「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価方法書 平成24年7月 佐久市」の記載箇所を示すものとする。

表 2-1 住民の意見及び事業者の見解

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第2章	5-1 対象事業実施計画	2-4	・「現時点では施設配置、工事関係車両及び想定搬出入車両等の導入路は決定していない」とは、今までの佐久市の当該系の言ってきたことと異なります。	・市では、施設配置及び導入路について、あくまでもその時点における想定案を説明してきました。現在、建設候補地の地形測量に基づき、敷地造成及び導入路の設計を行っております。今後、その成果を環境影響評価に反映していくため、標記の表現とさせていただきます。
2	第2章	1. 施設計画の概要	2-6	・どこへ灰を搬出するのか。また、上田市、千曲市、長野市、中野市の焼却炉においても「主灰」に含まれるセシウムよりも、「飛灰」に含まれるセシウムの量の方が多い。「飛灰」なるものの定義と説明が不足しています。	・焼却灰及び飛灰の搬出先は、現在、検討をしております。飛灰の定義及び説明についてご意見をいただきましたが、準備書以降の焼却灰に係る説明文の中で記載をしております。
3	第2章	2. 排ガスの想定計画値	2-7	・「2-5」の排ガスに関する想定計画値の項目に、ばいじん、硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、ダイオキシン類はあるが、なぜ「放射性物質」は入っていないのでしょうか。3・11の事故以降は、それが必須のはずです。たぶん「調査基準に入っていないから」「調査基準と定められていないから」という理屈で入れてないとしたら、あくまでもお役人的です。	・放射性物質については、現行法において、排ガス規制項目に含まれていないため、同表に含まれておりませんが、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。
4	第2章	1. 想定搬入時間	2-8	・「想定搬入時間は日中を想定しているが、時間帯は今後検討する」ということですが、付近に御代田南小学校や平根小学校があることから、登校・下校の時間帯は避けるべきです。	・登下校時における児童への配慮についてご意見をいただきましたが、施設への搬入開始時間は登校時を避け、午前8時30分以降とし、下校時までには搬入が完了するよう努めてまいります。
5	第2章	2. 想定搬出入車両ルート	2-8	・「想定搬出入車両ルート」の中に高速道路とありますが、なぜですか。重車両による高速料金のことを考えると、経費が嵩む可能性があります。(税金の無駄です)。	・高速道路に係る経費について、中部横断自動車道区間は無料、上信越自動車道区間のみ片道200円程度の利用料金となり、運搬費に上乘せとなりますが、対象事業実施区域(建設候補地)周辺における交通渋滞の緩和、事故発生リスク軽減など、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。
6	第2章	5-6 工事計画の概要	2-11	・工事計画の概要が示されていますが、工事を落札した業者では徹底できても、その子請け・孫請けの業者がかならず存在するはずで、それらへの徹底は通常は難しい。徹底できているか否かを責任持ってチェックする機関が必要です。	・事業者の責任として、工事の施工監理を厳格に行ってまいります。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第3章	第1節 地域の概要	3-1	・なぜ「対象事業実施区域」が「佐久市・御代田町・小諸市及び軽井沢町」なのですか。小諸市は今回の焼却炉の事業組合に入っていないので、順番からすると、すくなくとも「佐久市・御代田町・軽井沢町及び小諸市」とすべきです。	・市町の記載順は、対象事業実施区域(建設候補地)に近い順としています。
8	第3章	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	3-24 ~3-55	・「環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況」の中に「放射性物質」がないのはなぜでしょうか。たぶん「今までの法令の中にはない」という回答だと思われそうですが、その「今までの法令」では対応できないのが、3・11以降のセシウム、シーベルト・ベクレルなどの用語で代表される放射性物質です。「環境の保全を目的」とするならば、ぜひその中に含めるべきです。「今までの法令の中にはない」というのでは、お役人的すぎます。	・放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画ではありますが、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。
9	第3章	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	3-24 ~3-55	・「大気質(環境基本法等、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準<一酸化炭素のみ>)、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌、自然保護、景観、廃棄物等、温室効果ガス等」と載っていますが、敢えて「放射性物質」を調査するとしたら、どの項目に入るのでしょうか?・・・大気質、水質、地下水、土壌、廃棄物に係ることかと思えます。	・意見 No. 8 の見解と同じです。
10	第3章	1)環境関連法規制状況	3-47	・「関係法令による指定規制の状況」の表中、水環境保全条例の水道水源保全地区について対象事業実施区域及びその周辺半径4kmにはない(×印がない)が、「ない」という状況が、実状から鑑みるとおかしい(誤って査定している)と言わざるを得ません。万が一「水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されていないとしても、豊昇区久能の水源地が現に存在しているはずですが。	・「長野県水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されている水源は予備調査範囲内に存在せず、久能水源地も同条例に基づく指定はなされていませんが、同水源は佐久水道企業団の水源となっており、その旨、方法書ページ3-16文中及びページ3-18図中に記載しております。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
11	第3章	6)砂防指定地 7)土砂災害警戒区域	3-53	・「砂防法、土砂災害防止法に基づく指定状況」の図中、クリーンセンター建設予定地の東西の区域は「土砂災害警戒区域（Y土石流）」に指定されている。特に東側の沢は「土砂災害特別警戒区域（R土石流）」である。←←周辺が大変危険である地籍にクリーンセンター建設は不適當です。	・対象事業実施区域(建設候補地)においては、今後、詳細な地質、地下水調査を行います。東西の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の降雨に対する流出特性等も把握する計画です。
12	第3章	7)土砂災害警戒区域	3-53	・アクセス道路「市道南北線」も長野高速道のすぐ北側（つまり守芳院の東側辺り）が「土砂災害警戒区域（Y土石流）」に指定されている。←←大変危険です。	・土砂災害警戒区域において、道路走行上の規制はありませんが、万が一、災害が発生した場合は、仮設道路の整備、迂回路などにより対処してまいります。
13	第3章	7)土砂災害警戒区域	3-53	（因に、危険カ所の多いはずの豊昇、面替地籍に指定地域がないのは、不思議です。また、今までの行政の不手際でもあります）。	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定されています豊昇地区城ノ腰及び面替地区上尾崎地籍については、準備書以降の地域概況に係る説明の中で追加修正を行います。豊昇及び面替地区では当該危険区域の他に、急傾斜地崩壊危険箇所が指定され、防災対策が図られています。
14	第3章	3-1 気象の状況	3-62 ～3-63	・佐久地域気象観測所が佐久市役所にありますが、そして佐久市役所における風配図（平成23年のもの）が掲載されていますが、佐久盆地の真中の佐久市役所と、クリーンセンター建設予定地である平尾山北麓とでは、根本的に「風配」が異なっている可能性が極めて高いと言わざるを得ません。……平尾山を西端とし、森泉山を東端とする山脈が湾曲して東西に箕（みの）のように連なっており、その北面（まさに面替～豊昇である）の気流や気象は、佐久盆地中央とはまったく違っています。ここは春～夏の雨後～秋～冬には霧が発生し、箕（みの）のような山脈に囲まれて霧が動かないときがあります。これは、クリーンセンターからの煙ないしは、そこから発生した放射性物質などが停滞して、面替～豊昇～森泉山方面にやがて降ってくる可能性が大きいです。この地形の特徴や局地的な気象状況を、担当者は実際に見て、実感を持ってほしい。（地形がよく分かるのは草越～広戸の中間辺りの畑から見れば、一目瞭然です）。	・佐久地域気象観測所は、対象事業実施区域(建設候補地)に最も近接する気象観測所であることから、同観測所の風配図を掲載していますが、対象事業実施区域(建設候補地)の気象については、今後、実施する現地調査を通じて把握する計画です。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
15	第3章	1. 河川・湖沼及びため池	3-64	<p>・「主な河川の概要」（一級河川）として6つの河川が載っていますが、今回特に影響が及びそうな梨沢川や久能沢川がありません。単にマニュアル通りに近辺の一級河川を挙げたにすぎないと思います。いかにも、現状の調査をするという姿勢に欠けています。</p>	<p>・予備調査は、既存資料調査を中心に実施していますが、主要な河川については、長野県の「河川調書」（平成11年、長野県）に基づき整理しています。方法書のページ 3-65 図 3-3-4 において、ご指摘の梨沢川、久能沢川について記載しておりますが、準備書においても、2つの河川を対象に整理してまいります。</p>
16	第3章	1. 河川・湖沼及びため池	3-65	<p>・図 3-3-4 の「河川、湖沼、ため池の現況」に森泉山頂にある弁天池（車で直行できる地点にある）が載っていません。方角や高さからして、偏西風の影響を受ける場所であり、水質を調査するには絶好の場所（上記「10」とも関係して）であることから、また、ここにはサンショウウオが棲息していることから是非加えるべきです。</p>	<p>・予備調査は、既存資料調査を中心に実施していますが、池については、長野県の「河川調書」（平成11年、長野県）に基づき整理しています。池に係る水質項目は、工事の濁水影響、施設供用時における施設排水の影響について影響検討を行います。ご指摘の弁天池は、対象事業実施区域（建設候補地）を含む流域とは異なることから、水質に係る影響は受けないと判断されますので、調査地点としては選定しておりませんが、準備書以降において整理の対象にしてまいります。</p>
17	第3章	1) 動物相の概要	3-74	<p>・「動植物現地調査の対象範囲」が、建設予定地とその南東方面（平尾山方向）の長方形ですが、これでは不十分です。特に影響が懸念される面替・豊昇はほんのわずかしが入っていません。これはいかにも佐久市本意であり遺憾に思います。</p>	<p>・ご指摘のページ 3-74 図 3-3-10 に示す調査範囲は、既存資料の調査対象範囲を表しています。今後、実施する動物、植物、生態系の現地調査範囲は、ページ 4-69 図 4-3-10 にお示しするとおり、対象事業実施区域（建設候補地）を含む生態系を構成する最小単位であります小流域の範囲を中心に、工事排水、雨水排水の放流先である湯川までを含めた範囲としています。</p>
18	第3章	2) 注目すべき動物	3-78	<p>・面替や豊昇には絶滅危惧種であるアサギマダラ（蝶）を保護しようと、任意民間団体が食草の藤袴（フジバカマ）を植える活動をしています。このこともきちんと把握していただきたい。</p>	<p>・アサギマダラに係る任意民間団体の活動は把握しております。アサギマダラは絶滅危惧種ではありませんが、飛来地として保全活動を行っていることを踏まえ、今後、実施する動物の現地調査で昆虫類も対象となりますので、調査範囲内において把握してまいります。</p>
19	第3章	3-5 自然環境の総合的な状況	3-87	<p>・「3-5 自然環境の総合的な状況」で、‘主たる水系は対象事業実施区域の北側を流れる湯川である’と記していることから、しっかり調査すべきです。特に、建設地の東側の沢を南北に流れる「梨沢川」と、森泉山から湯川までの地域を東西に流れる「久能沢川」は長期に渡っ</p>	<p>・意見 No. 17 の見解と同じで、動物、植物、生態系の調査範囲は、対象事業実施区域（建設候補地）を含む生態系を構成する最小単位であります小流域の範囲を中心に、工事排水、雨水排水の放流先である湯川までを含めた範囲としています。ご指摘の梨沢川と久能沢川は、上記の</p>

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
				て丹念に調査すべきです。いわゆる「湯川」の本流よりも明らかにクリーンセンター建設に伴う影響が大きいからです。…また、この2つの河川（梨沢川・久能沢川）を調べれば、「汚染されている」ということばかりでなく、「クリーンセンターができて汚染されていない」ということが判明する調査の最も簡便な川でもあります。	小流域範囲には含まれないことから、動物、植物、生態系の調査範囲には含めておりませんが、久能沢川では、方法書案に係る説明会でご意見をいただいた内容を踏まえ、水質調査を実施する計画とさせていただいております。
20	第3章	1. 景観	3-88 3-89	・「主要な眺望景観」の調査は計画では建設予定地の北方や西に片寄りすぎます。なぜ、広戸地区ないしは草越地区（または、その中間地点）が入っていないのでしょうか。先にも述べましたように、建設地の様子やそれによる影響が強いと思われる平尾山～森泉山の山脈景観や煙の状況を、もっともよく把握できる場所であることを理解していただきたい。	・主要な眺望景観は、眺望点から対象事業実施区域（建設候補地）方向を眺望した際、その眺望景観に対する影響検討を行うため、調査地点は、対象事業実施区域を視認できる眺望点を選定しています。対象事業実施区域の東側及び南側の眺望点からは、対象事業実施区域を視認することができないことを予備調査の中で確認しているため、選定しておりません。
21	第3章	2. 文化財	3-90	・文化財に指定されてはいませんが、平尾山は山頂から全ての支脈に渡って、切れ間なく中世の山城や砦やそれに関わる遺構が存在しています。事実、平尾山中腹をめぐる林道、守芳院から腰越地籍を通過し北パラダへ向かう市道建設やリゾート施設パラダ建設、スキー場開設で、（知る人ぞ知る）破壊がおこなわれてしまいました。また、クリーンセンター予定地は既に削平され駐車場などになっておりますが、実はこの尾根にも砦ないしは見張り台の跡が存在していました。（昭和50年代に筆者確認）。建設に伴う搬入・搬出道路がパラダとの関係で新たに造成されるとすれば、更なる破壊が危惧されます。	・対象事業実施区域（建設候補地）については、既にスキー場開発区域として埋蔵文化財調査を完了しております。
22	第3章	1) 大気汚染測定局	3-95	・図3-3-16「一般環境大気測定局位置図」にある小諸局（東信教育事務所）、佐久局（佐久合同庁舎）では不十分です。先にも述べた当該地域の局地的・特殊性を鑑みると、この2カ所は不十分というよりも、「不相当」です。	・一般環境大気測定局であります小諸局及び佐久局は、予備調査範囲内に位置する測定局であるため、方法書において、既存資料調査として同2局における過去5年間の測定結果を整理しています。新クリーンセンター建設に伴う大気質への影響検討にあたり、現況把握を行うには同2局での測定結果では不十分であるため、大気質については計12地点の現地調査地点を配置し、現況把握を行う計画です。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
23	第3章	6)有害大気汚染物質	3-99	<p>・小諸局（東信教育事務所）、佐久局（佐久合同庁舎）ともに「有害大気汚染物質の測定は実施していない」とありますが、諸般の事情はあるかとは思いますが、これは行政のあまりの怠慢です。是非、実施すべきです。特に3・11以来「放射性物質」については、その調査なくしては安全・安心とは言えません。（事実各地のクリーンセンターの主灰や飛灰からは、少量とはいえ必ず放射性物質が検出されています。「健康に差し支えない程度の少量です」というのが毎回の見解ですが、しかし、クリーンセンター周辺では、今後「ちりも積もれば山となる」で長期間に蓄積する可能性が大です。「安全です」と公の機関や公職の方は言わざる得ないとは思いますが、その見解は、あまり信頼がおけそうもありません。その証拠にクリーンセンターや最終処分場のような施設は、市街地や人の多く住む場所は避けられています）。</p>	<p>・長野県では、小諸局、佐久局は含まれていませんが、大気汚染防止法第18条の23の規定に基づき県内におけるベンゼン等の有害大気汚染物質の状況を把握するため、一般環境を6測定局（うち長野市分1局）、発生源周辺を1測定局、沿道を2測定局（うち長野市分1局）にて測定を行っています。新クリーンセンター建設に伴う環境影響評価では、工事用車両等の走行に伴う大気質への影響評価を行うため、沿道環境大気質調査項目の一つとしてベンゼンを選定しています。また、放射性物質については、意見No.8の見解と同じです。</p>
24	第4章	第1節 環境影響評価の項目の選定	4-1	<p>・「第4章環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法（予備選定の結果）」として、「第1節環境影響評価の項目の選定」で、「長野県環境影響評価技術指針（平成10年）」の様式環境要因－環境要素関連表を基に「ごみ焼却施設アセスメントマニュアル（昭和61）」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18）」等を参考に、「事業の特性及び地域の特性を考察し、表4-1-1の通り選定した」と記されていますが……これは、どこの地域の、どこの調査でも当てはまる枕詞（まくらことば）的なことです。「事業の特性及び地域の特性を考察し」とは、今回の場合具体的にはどういう内容なのでしょうか。（たぶん、こまごまと述べられていることに言及されると思いますが…）</p>	<p>・新クリーンセンター建設に伴い実施する環境影響評価は、長野県環境影響評価条例に基づき実施しますので、環境影響評価項目は、同条例及び技術指針を踏まえ、選定しています。事業の特性については、方法書第1章、及び第2章に記載しています。また、地域の特性については、予備調査結果を第3章に整理しております。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
25	第4章	第1節 環境影響評価の項目の選定	4-2	<p>・「表 4-1-1 環境影響評価の項目の選定」大気質・・・「存在供用による影響」の影響要因「焼却施設の稼働」「廃棄物排出処理」のところで、影響要素が「廃棄物」だけなのは不備です。また、焼却施設の稼働（影響要因）に対して、環境要素の重点化項目として「環境基準が設定されている物質」「その他必要な項目」「悪臭」が挙げられているのは当然として、粉じん、水質の「その他必要な項目」「土壌汚染（その他必要な項目）」「残土物等の副産物」のところが未記入（つまり調査、予測及び評価を行わない項目）となっているのは、いかにも杜撰（ずさん）です。←←「その他必要な項目」ということで、是非必要なことは「放射性物質」がなければならないはずで、以前ならまだしも、「3・11 災害」での放射性物質のことを考えるならば、これは避けては通れない項目です。長野県内では千曲川沿いのどこの焼却炉からも放射性物質（セシウム）が検知されている実態からしても、これは調査項目の中に必要不可欠なものです。「国の法令にないから、国の基準がないから」という一言で、逃げないでいただきたい。</p>	<p>・環境影響評価で扱う「粉じん」は、工事中に発生する土ばこり等の降下ばいじんを主な対象としていますが、存在・供用時では、降下ばいじんの発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定しておりません。</p> <p>・存在・供用時の水質「その他必要な項目」については、新クリーンセンター稼働に伴い発生する施設排水は、全てリサイクル利用する計画であり、新クリーンセンターの敷地外に放流しないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。</p> <p>・存在・供用時の土壌汚染「その他必要な項目」については、新クリーンセンターの稼働に伴い土壌に対する影響要因として、煙突排ガスの排出に伴うダイオキシン類の影響が想定されますが、この影響については、「環境基準が設定されている項目及び物質」で影響評価することから、「その他必要な項目」を環境影響評価項目として選定しておりません。</p> <p>・「残土等の副産物」は、工事中に発生する建設副産物を対象としており、存在・供用時では環境影響評価項目として選定しておりません。</p> <p>・放射性物質については、意見 No. 8 の見解と同じです。</p>
26	第4章	第2節 選定の理由	4-4	<p>・表 4-2-2 環境影響評価の項目の選定理由（大気質・存在・供用による影響）について・・・「焼却施設の稼働」の環境の区分（「その他必要な項目」）のところが重点化項目（◎印：これはよい）とされ、選定項目の分類・根拠等として「対象事業実施区域及びその周辺は平坦へ地形ではなく、地形を考慮した環境評価が必要である」とし、「廃棄物の搬出処理」の選定項目の分類・根拠等の欄は「－」印となっていますが、本来は「○」印であるべきです。また、根拠等の文言として「発生する主灰、飛灰を搬出するが、適切に処理することから、大気質への影響はきわめて少ないと考えられる」としてありますが、「適切に処理する」ということが重要です。ところ</p>	<p>・存在・供用時の「廃棄物の排出・処理」は、新クリーンセンターの稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰等、廃棄物の排出・処理を対象とした影響要因です。焼却灰及び飛灰等の運搬に伴う大気質への影響については、影響要因「自動車交通の発生」で影響評価を行うため、「廃棄物の排出・処理」は大気質の影響要因として選定しておりませんが、焼却灰及び飛灰の処分先は、処分場の安全性を十分検証した上で、今後、決定してまいります。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
				が、現段階では国においても、放射性物質（セシウム等）を含んだ物質を真に適切に処理できているとは言いがたい状況です。ここでいう「適切に処理する」とは、どういうことを意味しているのか表現されていません（示されていません）。	
27	第4章	第2節 選定の理由	4-8	・表 4-2-10「悪臭による周辺環境への影響はないと考えられる」とありますが、その根拠は？この判断は楽観的であり、ご都合主義的な表現です。	・新クリーンセンター建設にあたり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。焼却施設の稼働に伴う影響については、現地調査を実施し、事業計画を踏まえ、影響予測を実施します。
28	第4章	第2節 選定の理由	4-9	・表 4-2-12「水質への影響はないと考えられる」とありますが、これも前項の件と同じです。現在どこのクリーンセンターでも（それが流動床式であるとか、ストーカ式であるとかにかかわらず）主灰及び飛灰から、放射性物質（セシウム）が出ているのが実態です。たとえそれが人体に影響ない程度であるとしても、クリーンセンターはこれから何十年間もそこに存在するわけで、微量でも「ちりも積もれば山となる」（蓄積する）のは必至です。従って、時を追って、調査を続ける必要があります。	・新クリーンセンター建設にあたり、水質への影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。焼却施設の稼働に伴う影響については、現地調査を実施し、事業計画を踏まえ、影響予測を実施します。また、放射性物質については、意見 No. 8 の見解と同じです。
29	第4章	第2節 選定の理由	4-24	・表 4-2-32「施設の稼働に伴い廃棄物の発生が見込まれる」とありますが、その廃棄物の最終処分が課題です。現在も持ち込んでいる民間の最終処分場では心配です。	・施設稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰の処分先は、処分場の安全性を十分検証した上で、今後、決定してまいります。
30	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-26	・以下のページ——「環境設置基準が設定されている物質」について調べる」とありますが、再三再四指摘してきましたが、現在でも放射性物質（セシウム等）については、国による「環境設置基準が設定されている物質」に含まれていません。そのこと自体が国の対応の脆弱さを意味していますが、3・11災害以降の現在では放射性物質に関しては調査が最も必要な項目です。是非「放射性物質」について調べることを強く要請します。	・一般環境中の放射性物質に対しては、方法書作成時点で環境基準は設定されていません。また、放射性物質については、意見 No. 8 の見解と同じです。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
31	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-27	<p>・大気質の現地調査——年間4季（各季1カ月間）は降下ばいじん、各季7日間連続は二酸化炭素、浮遊粒子状物質、ベンゼンとありますが、放射性物質についても調査が必要です。「国の基準にその項目がない」などと言っているのは、無責任です。</p>	<p>・意見 No. 8 の見解と同じです。</p>
32	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-28 4-29	<p>・測定項目に豊昇（梨沢公園）1.5km、豊昇（豊昇園付近）2.0km、豊昇（成穩寺付近）1.4km で一般環境大気質（降下ばいじん・二酸化イオウ・二酸化窒素・浮遊粒子状物質、炭化水素、ダイオキシン類）、地上気象（風向、風速、気温、湿度）となっていますが、・・・豊昇の広場（公園）と成穩寺とは直線にして200mほどしか離れていません。豊昇（成穩寺付近）1.4km ではなく、成穩寺墓地の上の尾根伝いに南東に上った愛宕山（通称「御岳山」）の頂上（更に南方へ尾根は続くが）に変更願いたい。この地点は豊昇の梨沢集落よりも高地にあり、クリーンセンター建設予定地からの煙、ばいじん、放射性物質の影響をもろに受ける可能性が高い地形です。観測地点としては、クリーンセンターの影響をあまり受けそうにない山裾にある成穩寺付近よりも調査には適地と言えます。（もっとも、調査で影響が少ないことを期待する場合にはそこが適当と思われそうですが、今回は「もし影響があったら困る」という観点からの調査であるはずです）。そこへは調査のために到達するのにあまり支障はないところです。是非変更していただきたい。（あるいは近くでもっと適当な高所があれば、そこでもよいですが）。・・・なお、面替と豊昇区梨沢においては「悪臭」の調査をお願いします。これは偏西風によって煙や排出物が飛来する可能性が一番高い地域であるからして、至極当然のことであると思います。</p>	<p>・愛宕山付近は、観測機材を運搬するための搬入路はありますが、観測機材を設置するための開けた場所が確保できないことや周囲が樹林等で地上10m付近まで覆われていることなど、現地踏査により確認しました。この結果、愛宕山付近は、地上気象観測に必要な条件を満たしておりませんが、成穩寺付近は、豊昇地区の地形的な特徴を踏まえた気象状況の把握が十分可能な地点です。</p> <p>なお、面替地区及び豊昇地区梨沢においては、悪臭に係る現地調査を実施する計画です。</p>
33	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-49	<p>・表 4-3-26 「久能沢下流部」「久能水源地付近」について「生活環境項目」「健康項目」「ダイオキシン類」の調査が行なわれるのは至極妥当です。</p>	—

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
34	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-55	・表4-3-35(1)(2)「土壌汚染調査」を梨沢公園・豊昇園付近で実施し、土壌の汚染に係わる環境基準項目（カドミウム、鉛、水銀、ダイオキシン類）について調査を実施していただけるようですが、何回も今までに述べてきたように、3・11災害による放射性物質（セシウム等）の調査をも是非加える必要があります。理由は再三再四繰り返してきたとおりです。	・意見No.8の見解と同じです。
35	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-26 ～4-59	・あらゆる調査に次の地点を加える必要があります。――平尾山の山頂（またはその中腹の白山頂上）……地図を見ても明らかですが、草越と広戸の中間地点の畑付近から見れば更に明確に分かりますが、平尾山はクリーンセンターのすぐ上で影響を受けやすい高地です。平尾山頂上（または中腹の白山頂上）で無理ならば、少なくともクリーンセンターの上で平尾山頂に連なる尾根上で調査観測する必要があります。	・調査地点の追加についてご意見をいただきましたが、大気質、悪臭及び土壌汚染の予測精度を、更に向上させるため、スキー場グレンデ山頂部において、地上気象観測地点を追加いたします。
36	第4章	第1節 環境影響評価の項目の選定	4-1 ～4-2	・＜セシウム等の放射性物質の調査も項目の中に入れるべきである＞3・11の震災以前であるならば、この環境アセスメントの内容でも許容範囲かとも思いますが、しかし、あらゆるクリーンセンターで放射性物質（セシウム）が検出されている実態からして、このアセスメントの内容には是非とも「放射性物質」の調査を加える必要があります。人体に影響を及ぼさない微量な程度であるということ、全ての事例において発表されていますが、たとえ微量でもクリーンセンターから何十年も放射性物質が放出されるとするならば、「塵も積もれば山」となります（蓄積されます）。放射性物質については、「国の環境基準が設定されている物質以外であるから」「国においても評価基準がないから」「（たとえば大気汚染の項目で）影響を技術指針に示された予測式（大気拡散式等）を用いて予測できないから」「放射性物質については、技術指針がないから予測できないので」「調査の技術指針が示されていないから」「法令がないから」とい	・セシウム等の放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画ではありますが、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。

No.	方法書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>うことで実施しないということにならないように強く要請します。また、「大気質」「水質」「土壌汚染」の要素をみると、いずれも「環境基準が設定されている物質」の他に「その他必要な項目」という一行があります。これに「セシウム等の放射性物質」は該当するはずですが、更に、クリーンセンターの建設の「以前」と「以後継続的に何年間か」の放射性物質の調査結果の比較ができることも大きな意味を持っていることを十分考慮すべきです。以上の理由からも、「セシウム等の放射性物質の調査」も項目の中に入れるべきことを重ねて指摘しておきます。</p>	

第3章 知事の意見及び事業者の見解

方法書に対する知事の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 3-1 方法書に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	方法書区分	知事意見	事業者見解	準備書への反映状況
1	全般的事項	環境影響評価の実施については、引き続き積極的な情報公開を行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。	環境影響評価については、実施概要を地域住民へ回覧、配布し、詳細内容をホームページに掲載するとともに、随時、進捗状況を情報紙に掲載し、地域住民へ回覧しました。また、現地調査結果の報告会や、現地調査に参加できる機会を設けるなど、地域住民の皆様の十分な理解を得られるよう努めました。	—
2	全般的事項	環境影響評価の実施に当たっては、規制値や基準値を下回る数値を目標とすることはもとより、現況の環境を大きく悪化させないという観点により評価を実施すること。	対象事業実施区域及びその周辺は、大規模な大気汚染、騒音、振動などの発生源がなく、ミズオオバコ等の希少植物も確認され、自然環境に恵まれているため、環境影響評価の実施にあたっては、規制値や基準値を下回る数値を目標とすることはもとより、現況の環境を大きく悪化させないことを念頭に置き、環境への影響の緩和に係る評価において、「実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているか」という観点から評価を実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法 準備書 各項目の「環境への影響の緩和の観点」
3	大気質	大気質の予測評価については、対象事業実施区域の複雑な地形起伏等を十分に考慮し、実施すること。	大気質の予測評価については、対象事業実施区域及びその周辺の複雑な地形起伏等を十分に考慮し、調査地点を設定するとともに、三次元の風向、風速を推定できる風系推計モデル(三次元マスコンモデル)を用いた気象解析を行った上で、大気拡散モデル(移流パフモデル)による煙突排ガスの拡散予測を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 予測方法 準備書 P5-1-101 予測結果 準備書 P5-1-118
4	大気質	大気質の予測評価におけるダイオキシン類の排出濃度については、2炉を合算した処理能力を基に設定すること。	大気質の予測評価におけるダイオキシン類の排出濃度については、2炉を合計した能力(4000kg/時以上)の基準である0.1ng-TEQよりもさらに低い値(0.05ng-TEQ)を想定目標値として設定しました。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の概要 準備書 P2-16
5	大気質	対象事業実施区域の南東側にあるスキー場のゲレンデに沿って吹く風の影響が想定されることから、気象観測の調査地点の追加について検討すること。	対象事業実施区域に隣接するスキー場のゲレンデ頂上付近にバッテリーで稼働する風向、風速計を追加設置し、4季における地上気象を観測することにより三次元マスコンモデルの再現性を確認しました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-1-22 再現性の確認 資料編 P2-486

No.	方法書区分	知事意見	事業者見解	準備書への反映状況
6	騒音、振動	騒音、振動及び低周波音の調査時期については、周辺環境等を考慮し、年間を通じた状況が把握できるよう設定すること。	騒音、振動の調査時期については、対象事業実施区域で当初計画していた晩秋1回に加えて、隣接するスキー場の営業期間中である冬季に調査を1回追加しました。また、スキー場センターハウスでも、騒音、振動を冬季に1回調査し、その調査結果は触れ合い活動の場の影響予測にも活用しました。また、低周波音の調査時期については、年間で1回としました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期(騒音) 準備書 P5-2-2 調査時期(振動) 準備書 P5-3-2 調査時期(低周波音) 準備書 P5-4-1
7	低周波音	施設の稼働に伴う低周波音の予測評価については、文献・資料等により情報を収集し、様々な知見等を参考にして実施すること。また評価結果を検証するため、事後調査の実施を検討すること。	施設の稼働に伴う低周波音の予測評価にあたっては、類似事例として、佐久クリーンセンターでの調査を実施しました。また、評価結果の結果、本施設による影響は小さいと考えていますが、事後調査の実施することとしました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-4-5 予測結果 準備書 P5-4-10
8	悪臭	悪臭の予測評価における現有施設のデータ使用については、建設予定施設との規模や炉の構造の違いを十分考慮すること。	悪臭の予測評価における現有施設のデータ使用については、新クリーンセンターとの処理能力、炉の構造、悪臭防止対策等の内容について整理しました。また、文献により他の自治体での調査事例についても整理しました。	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果 準備書 P5-5-19
9	悪臭	ごみ収集運搬車両洗車施設については、施設そのものが悪臭発生源になる可能性があるため、焼却施設とは別の環境要因として予測評価を行うこと。	環境要因に搬出入車両に係る洗車施設の稼働を追加し、予測評価を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果 準備書 P5-5-22
10	水質、土壌	水質・土壌に関する環境影響の予測評価にあたっては、季節変動の大きい項目に十分留意し、調査時期・頻度については、既存の調査データや類似事例を参考にして実施すること。	水質・土壌に関する環境影響の予測評価にあたっては、季節変動の大きい項目に十分留意して行いました。水質の健康項目に係る現地調査については、長野県が湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果も参考とし、県の技術指針マニュアルに基づき年2回の測定を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果(水質) 準備書 P5-6-7
11	水象	地下水調査については、可能な限り多くの周辺井戸を調査し、深度、揚水量等の基本的なデータを把握すること。	地下水調査については、対象事業実施区域近傍で3箇所の既存井戸を調査対象井戸に選定しました。また、調査では、利用状況の聞き取りに加えて井戸構造、現況の地下水位、現地の水質測定項目(pH、電気伝導率、水温、調査時の気温)など、基本的なデータを調査しました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-7-11

No.	方法書区分	知事意見	事業者見解	準備書への 反映状況
12	土壌	土壌の汚染に係る環境基準項目の調査については、事業実施後の比較対象の資料とすることを前提とした地点を設定して、全項目のデータを把握するよう努めること。	土壌の汚染に係る環境基準項目の調査については、対象事業実施区域において、全ての土壌環境基準項目を対象に実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-8-4
13	地形・地質	土地の安定性については、土砂災害警戒区域等が近隣に存在することを踏まえ、調査の内容を再度整理して評価項目の選定を行い、予測評価を実施すること。	土地の安定性については、標準項目として位置づけ、予測評価を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目の選定 準備書 P4-3 予測評価の結果 準備書 P5-10-11
14	地形・地質	地形、地質については、土地の改変をほとんど行わない場合を除き、地形を評価項目に加えること。また、対象事業実施区域及びその周辺の状況について、地形の複雑性や特徴を記載すること。	対象事業実施区域において、地形改変を行うため、地形を標準項目として追加し、予測評価を行いました。また、対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況について、後背地となる平尾山から東方に連なる山脈、近隣河川となる湯川の両岸における河岸段丘、浅間山火山灰の浸食谷である田切地形など、その複雑性や特徴を記載しました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-10-1
15	植物、動物	植物及び動物の調査については、調査地域の事情に詳しい者等から聞き取りを行うなど、情報収集に努めること。	植物及び動物の調査については、対象事業実施区域の地元である平根地区の区長会長、隣接である御代田町面替区の正副区長、また、地域で自然環境を研究する方から調査範囲における動植物関係の聞き取りを行い、情報収集に努めました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法(植物) 準備書 P5-11-1 調査方法(動物) 準備書 P5-12-1
16	植物、生態系	対象事業実施区域付近には、ヤエガワカンバ、ミズオオバコ等の希少種が生育することを考慮の上、現地調査を実施すること。	植物の調査については、ヤエガワカンバ、ミズオオバコ等、希少種の生育が確認されていることを踏まえ、その生態を事前に把握した上で現地調査を行いました。また、調査の結果、対象事業実施区域内において、ヤエガワカンバが確認されたことから、文献の収集や専門家への聞き取りを行い、保全対策についての検討も行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-11-11 予測結果 準備書 P5-11-17 環境保全 準備書 P5-11-20
17	景観	景観の予測評価については、記載の調査地点に加えて、日常的に見える景観にも配慮し、幹線道路の眺望が良い場所や交差点等を調査地点に設定するよう検討すること。	景観の予測評価については、対象事業実施区域を眺望できる幹線道路の代表地点である「ふるさと農道」のふるさと大橋付近を調査地点に追加しました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-14-10 予測結果 準備書 P5-14-23

No.	方法書区分	知事意見	事業者見解	準備書への反映状況
18	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場の予測評価においては、隣接するスキー場にも配慮し、利用者への聞き取りや、利用状況を十分把握するための調査を実施すること。	触れ合い活動の場の予測評価においては、隣接するスキー場における利用状況、資源状況、周辺環境の情報の調査方法として施設管理者からの聞き取りに加え、利用者への聞き取りを行いました。	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果 準備書 P5-15-7
19	触れ合い活動の場	対象事業実施区域周辺の触れ合い活動の場に係る調査については、季節変動を十分考慮し、適切な調査の日程を選定すること。また、近隣には、利用者の多い施設が存在することから、必要により事後調査の実施を検討すること。	スキー場については、冬季における営業開始後、利用者の多い休日を調査日程として設定しました。その他の都市公園等についても、季節変動を考慮した調査日程を設定しました。また、評価結果を踏まえ、スキー場については、触れ合い活動の場への影響に関連する項目として騒音、振動、景観を対象に事後調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間 準備書 P5-15-2 事後調査計画 準備書 P7-30

第4章 長野県関係機関質問等及び事業者の回答

方法書に対する長野県関係機関質問等を踏まえ、準備書に反映した状況は、以下に示すとおりである。

表 4-1 長野県関係機関質問等及び事業者の回答

No.	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答	準備書への反映状況
1	第2章 対象事業の内容 第5節 事業計画 5-2 施設計画 2. 排ガスの想定計画値 第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (予備調査の結果) 第3節 調査、予測及び評価の手法の選定 3-1 大気質 1. 調査の方法	水大気環境課 (大気保全係)	・表 4-3-1 の環境要素の区分について、「環境基準が設定されている物質」を選定しているにもかかわらず、環境基準が設定されている微小粒子状物質を調査予測の対象としないため、当該理由を 3-1 大気質の項に明示すること。 なお、平成 24 年 7 月 5 日付け 24 水大号外による指摘事項に対する事業者の対応案では、当該事業により PM2.5 に関する影響は考えられるが、事業による影響の程度が判別できないため、評価対象としないこととしているが、当該理由をもって一般県民の納得が得られるのか、疑問である。二次生成の評価は困難であっても、直接排出による影響予測は可能と思われる。	・事業計画における排ガスの想定計画値に係る記述において、「微小粒子状物質 (PM2.5) に対しては、排出基準が定められていません。今後、煙突排ガスの排出に伴う影響が想定された場合は、必要な措置を講じる計画である。」旨、事業者努力として実施する配慮事項を追記しました。 ・PM2.5 については、現在国で検討が行われているところであり、定量的な予測は困難ですが、対象事業実施区域及びその周辺における PM2.5 の現況について一般環境大気測定局である佐久局及び移動測定車による測定(佐久市中込)での測定結果を引用するとともに、調査事例等を基に簡易的な予測を行いました。	・事業の概要 準備書 P2-16 ・大気質 予測結果 準備書 P5-1-130
2	第3章 地域の概況 第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 1. 大気質	水大気環境課 (大気保全係)	・表 3-2-20 の塩化水素の目標環境濃度について、平成 24 年 7 月 5 日付け 24 水大号外による指摘事項(目標濃度を設定している地点が不明)に対する事業者の対応案(語句の補足説明の追記)が履行されていない。	・煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測しました。また、最大着地濃度出現地点の濃度を環境基準や目標環境濃度と比較するとともに、現況の環境を大きく悪化させないという観点から、環境への影響の緩和に係る評価において、「実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているか」という観点から評価を実施しました。	・予測結果 準備書 P5-1-118 ・評価方法 ・評価結果 準備書 P5-1-128
3'	第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	森林づくり推進課	当該地については、平成 5 年 3 月に林地開発許可を受け、平成 6 年 11 月に完了した開発行為箇所該当します。今回、事業計画のある新クリーンセン	・対象事業実施区域(建設候補地)のうち、林地開発行為に係る残地森林に該当する箇所については、開発行為者並びに関係機関と協議のうえ、当該残	—

No.	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答	準備書への反映状況
	8. 自然保護等		ター建設事業につきましては、上記開発区域の残地森林内に一部該当しています。	地森林の該当箇所からの除外など、対処します。	
3	第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 8. 自然保護等	佐久建設事務所	・自然保護等 1) 環境関連法規制状況について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づく「急傾斜地危険崩壊区域（城ノ腰・上尾崎）」が、周辺部に指定されているので、再確認すること。	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域については、見直しを行い、準備書の地域概況及び地形・地質の項目に記載しました。	・地域の概況 準備書 P3-50 準備書 P3-52 準備書 P3-59 ・地形・地質 準備書 P5-10-8
4'	第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 9. 景観	建築指導課	9. 1) タイトル 景観法及び長野県景観条例に… →長野県景観計画に… 文中 対象事業実施区域及びその周辺においては、… →対象事業実施区域の周辺においては、… のほうがよいと思われる。 (事業区域は佐久市であり、長野県景観計画の区域外のため)	指導内容を踏まえ、準備書にて修正を行いました。	・地域の概況 準備書 P3-62
4'	第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 9. 景観	建築指導課	9. 2) タイトル 佐久市景観条例及び佐久市景観計画に… →佐久市景観計画に… (佐久市の条例、計画も、県と同様に景観法に基づくものであるため)	指導内容を踏まえ、準備書にて修正を行いました。	・地域の概況 準備書 P3-60
4	第3節 自然的状況 3-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 2. 植物	自然保護課	・表 3-3-6 に掲げる注目すべき種については、「長野県版レッドデータブック非維管束植物編・植物群落編 平成17年3月発行」に掲載されているミズゴケ等」等を記載されたし。	・表 3-3-6 (注目すべき植物) の注釈に、表 3-3-5 (注目すべき動物) の注釈 1 の内容を追記しました。注目すべき動物、植物に係る説明文において、整理対象と選定基準の関係がわかりやすいように修正を行いました。	・地域の概況 準備書 P3-94 準備書 P3-100
5	第3節 自然的状況 3-7 触れ合い活動の場の状況 1. 触れ合い活動の場の資源状況	自然保護課	・中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平の道」が予備調査範囲にあるため、記載が必要と思われる。	・中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平のみち」の情報を追加しました。また、触れ合い活動の場の調査にあたり、近隣である地点⑤龍神の杜公園の調査時に、「浅間を望む佐久平のみち」	・地域の概況 準備書 P3-109 ・調査結果(触れ合い活動の場) 準備書 P5-15-6

No.	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答	準備書への反映状況
				の利用状況についてもあわせて把握を行いました。	
6	第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (予備調査の結果) 第2節 選定の理由 2-11 植物	環境保全研究所	・表4-2-21, 23, 25の表中の影響要因の区分で「廃材・残土等の発生・処理」において、植物、動物、生態系のいずれについても、適正に行われるので影響は極めて小さい旨、書かれています。しかし、一般的にこれらの処理方法によっては影響が出ることが考えられます。したがって処理方法を明記するか、又は調査・予測・評価を行うべきと考えられます。	・施設建設工事で発生する廃材は、現時点において、リサイクルを含めて適正に処理することとし、残土は他の公共工事への有効活用を検討しているため、本工事のために新たな処分場を整備し、そこに廃棄処分することは想定しておりません。そのため、「廃材・残土等の発生・処理」による新たな動植物の生息生育環境への影響は極めて小さいことから、当該影響要因は非選定としました。	・評価項目の選定 準備書P4-3
7	第2節 選定の理由 2-11 植物	環境保全研究所	・表4-2-22, 24, 26の表中の影響要因の区分で「地形改変」において、植物、動物、生態系のいずれについても、影響は極めて小さいと考えられると書かれています。しかし、地形改変は、一般的にこれらに対しかなりの影響をあたえるものですので、地形改変の規模等を明記するか、又は調査・予測・評価を行うべきと考えられます。	・植物、動物、生態系項目において、存在・供用後の影響要因である「地形改変」も選定しました。 また、造成規模については、測量成果に基づき造成計画を検討中です。なお、地形・地質の項目において、予測に用いた造成計画(平面図、断面図)の内容を記載しています。	・評価項目の選定 準備書P4-3 ・地形・地質の予測に用いた造成計画 準備書P5-10-14
8	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定 3-1 大気質 1. 評価の手法	水大気環境課 (大気保全係)	・3.2)(2)環境保全のための目標等との整合の観点について、大気の大気環境基準よりも低濃度で推移している対象地域において、環境基準値を目標とした場合には、事業実施による大気汚染物質の排出量が相当程度多くても目標は下回る事となるため、当該設定値は不適切である。環境基準を達成することは必要条件であり、十分条件ではない。現在の大気環境濃度に対して、事業による影響を最大限に回避、又は低減できていることを評価基準とするべきである。	・煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測しました。また、最大着地濃度出現地点の濃度を環境基準や目標環境濃度と比較するとともに、現況の環境を大きく悪化させないという観点から、環境への影響の緩和に係る評価において、「実行可能な範囲でできる限り緩和され、環境保全についての配慮が適正になされているか」という観点から評価を実施しました。	・予測結果 準備書P5-1-118 ・評価方法 ・評価結果 準備書P5-1-128

第5章 長野県環境部長指摘及び事業者の見解

方法書に対する長野県環境部長指摘を踏まえ、準備書に反映した状況は、以下に示すとおりである。

表 5-1 長野県環境部長指摘及び事業者の見解

No.	方法書区分	指摘の内容	事業者の見解	準備書への反映状況
1	全般的事項	環境影響評価の実施にあたっては、住民から出された意見等に対し、その意図を十分に把握した上、実施する内容が伝わるよう丁寧な説明を行うこと。	環境影響評価の実施にあたっては、住民から出された意見に対し、その意図を十分に把握した上、実施する内容が伝わるよう丁寧な説明を行います。	—
2	大気質	微小粒子状物質については予測手法が確立されていないが、今後の予測手法の確立に備え、データの蓄積に努めること。	準備書では、事業計画における排ガスの想定計画値に係る記述において「微小粒子状物質(PM2.5)に対しては排出基準が定められていないが、今後、煙突排ガスの排出に伴う影響が想定された場合は必要な措置を講じる計画である。」旨、事業者努力として実施する配慮事項を追記しました。また、予測については現在国で検討が行われているところであり、定量的な予測は困難ですが、対象事業実施区域及びその周辺におけるPM2.5の現況について一般環境大気測定局である佐久局及び移動測定車による測定(佐久市中込)での測定結果を引用するとともに、調査事例等を基に簡易的な予測を行いました。	・ 予測結果 準備書 P5-1-130
3	悪臭	ごみ収集運搬車両の時間的な集中により、悪臭が発生しないよう留意すること。	ごみ収集運搬車両の時間的な集中により悪臭が発生しないようにするため、今後、施設に係る受入計画において詳細に検討を進めて行きます。	—
4	景観 触れ合い活動の場	周辺の住環境をより把握するため、都市計画法に基づく風致地区に係る説明を追加すること。	地域概況の中で風致地区に係る説明文を追加しました。	・ 地域の概況 準備書 P3-51
5	景観 触れ合い活動の場	都市計画法に係る都市公園については、分布状況を記載すること。	地域概況の中で都市公園の分布状況を記載しました。	・ 地域の概況 準備書 P3-55
6	触れ合い活動の場	中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平のみち」が触れ合い活動の場の調査対象である旨を記載すること。	触れ合い活動の場の調査地点である龍神の杜公園に「浅間を望む佐久平のみち」が近接しているため、龍神の杜公園を調査対象とすることで「浅間を望む佐久平のみち」も含めて調査対象としました。	・ 調査結果 準備書 P5-15-6
7	文化財	文化財を非選定項目とした理由を記載すること。	文化財を非選定項目とした理由を記載しました。	・ 評価項目の選定 準備書 P4-28

第6章 関係市町長からの意見及び事業者の見解

方法書に対する関係市町長（御代田町）の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 6-1 関係市町長からの意見及び事業者の見解

No.	意見分類	意見	事業者の見解	準備書への反映
1	全体	環境影響評価を実施するにあたり、調査、予測及び評価の結果を町民等に分かりやすく、理解ができるよう表記していただきたい。	環境影響評価に係る公表資料の作成については、一般の方に分かりやすく、ご理解をいただけるよう努めます。	—
2	全体	環境影響評価を行う過程において、調査地点や項目、手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じ見直しをしていただきたい。	方法書に係る知事意見等を踏まえ、調査や予測・評価手法に係る事項について見直しを行いました。具体的な変更の内容について準備書に記載しました。	・方法書からの 変更内容 準備書 P4-5
3	全体	事業者は、これまでも当事業及び環境影響評価の内容について、当町における住民理解を得るため説明会等を開催しているが、環境影響評価の結果は、対象事業実施区域の周辺地元住民が最も注視していることであり、環境影響評価に当たっては、地域住民の十分な理解が得られる努力をするとともに、最大限の配慮をしていただきたい。	環境影響評価の実施過程においては、定められた準備書説明会に加え、必要に応じ、事業に係る住民説明会を開催するなど、地域住民の皆様が十分な理解を得られるよう努めるとともに、説明会等でいただいた意見などに配慮をしながら進めていきます。	—
4	全体	対象事業実施区域に近い住居地区は当町の住民であり、大気質、騒音、振動等環境への影響に対する不安が大きい。住民の不安を払しょくするよう、積極的な情報公開に努め、現地調査に住民が参加できる機会を設けるなど、きめ細かな対応をしていただきたい。	環境影響評価の実施過程においては、実施概要を地域住民へ回覧、配布し、詳細内容をホームページに掲載するとともに、随時、進捗状況を情報紙に掲載し、地域の住民に回覧するなど積極的な情報公開を行うとともに、現地調査に参加できる機会を設けるなど、地域の皆様の心情に配慮し、きめ細かな対応に努めてきており、今後も継続して続けて参ります。	—
5	全体	予測及び評価の前提が崩れることが設定される場合は、再度、所定の手続きを実施していただきたい。	予測及び評価の前提となる事業計画が変更になる場合は、その内容、規模を踏まえ、必要に応じて長野県環境影響評価条例に準じた手続きを行います。	—
6	全体	施設計画に当たっては、当町の自然環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮していただきたい。	施設計画の立案に際しては、対象事業実施区域(建設候補地)及びその周辺の自然環境に対する影響を最小化できるよう配慮します。	—

No.	意見分類	意見	事業者の見解	準備書への反映
7	大気質	大気質の予測及び評価に当たっては、地域の地形等を十分に考慮し、実施していただきたい。	対象事業実施区域(建設候補地)の気象条件は、周辺の地形に伴い複雑になっているため、調査地点の設定に配慮するとともに、煙突排ガスに対しては、地形起伏を考慮した三次元の風向、風速を推定できるマスコンモデルを用いた気象解析を行った上で、大気拡散モデルによる大気質の拡散予測を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> • 予測方法 準備書 P5-1-101 • 予測結果 準備書 P5-1-118
8	騒音	騒音の調査時期は、隣接するスキー場の降雪機等の影響を踏まえ、降雪機を使用している時と使用していない時の調査を実施していただきたい。	騒音に係る調査時期は、隣接するスキー場の営業期間外である晩秋(11月)及び営業期間中の冬季(1月)を対象に調査を実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> • 調査結果 準備書 P5-2-4
9	動植物	重要な動植物種については、地形、水系、植生等、十分に調査を行い、調査区域の事情に詳しい者から聞き取りを行うなど生息状況を的確に把握し、予測及び評価をしていただきたい。	動物、植物、生態系に係る調査に際しては、調査区域の事情に詳しい方への聞き取りを通じて生息生育状況を的確に把握した上で、本事業の重要な動植物の生息生育環境、生態系に対する予測及び評価を行いました。	<ul style="list-style-type: none"> • 調査方法(植物) 準備書 P5-11-1 • 調査方法(動物) 準備書 P5-12-1
10	動植物	絶滅のおそれがある「ミズオオバコ」が生育しているので、調査実施に当たっては、十分に留意していただきたい。	植物に係る調査に際しては、意見を踏まえて現地調査を行い、調査範囲内の植物相及び植物群落の生育状況を把握しました。 なお、ミズオオバコについては、対象事業実施区域外の湯川沿いの水田で確認されました。	<ul style="list-style-type: none"> • 調査結果 準備書 P5-11-11 • 予測結果 準備書 P5-11-18 準備書 P5-11-27
11	動植物	対象事業実施区域に生息している鹿、猪、猿などが、建設機械工事や施設稼働により他地域に移動し、鳥獣被害を及ぼすことが懸念されるため、野生動物の状況を適切に把握していただきたい。	動物、生態系に係る調査範囲内に生息する動物相を適切に把握するとともに、本事業による影響について記載しました。	<ul style="list-style-type: none"> • 予測結果 準備書 P5-13-14
12	景観	景観については、日常的に見える地域住民からの視点にも配慮し、今後、行われる施設計画等において、施設の形状、色彩等を景観に配慮したものとしていただきたい。	施設計画において、地域住民から日常的に見える景観にも配慮した施設の形状、色彩等を立案していきます。	<ul style="list-style-type: none"> • 予測結果 準備書 P5-14-12